

京都府業務継続基本指針（平成21年9月策定）

概要版

第1 総則

趣旨及び位置づけ

- ▶ 地震をはじめとする自然災害や大規模事故、新型インフルエンザ、大規模テロなど、甚大な被害をもたらし、府民生活に深刻な影響を与える危機が発生した場合に、府として実施すべき「非常時優先業務」を可能な限り中断させず、中断した場合でも、できるだけ早期に復旧するために必要な取組の基本的な考え方を定めるもの。
- ▶ 「京都府総合的危機管理指針」のもとに作成したものであり、危機事象に関する計画・マニュアル等に盛り込む事業継続に関する考え方の基本とする。

《業務継続の基本方針》

- ▶ 応急対策業務を中心とした非常時優先業務を最優先に実施
- ▶ 非常時優先業務に必要な資源の確保・配分は、全庁横断的に調整
- ▶ 重要継続業務以外の通常業務は、積極的に休止・縮小

《本指針の対象機関》

本庁各部局、各広域振興局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育庁

《業務継続対策の推進》

- ▶ 新型インフルエンザ対策に関する「社会対応版マニュアル」に事業継続対策を盛り込む

21年度は、各部局において作成する「部局別マニュアル」に事業継続の考え方を盛り込むことにより、新型インフルエンザに関する業務継続計画と位置づけ

- ▶ 今後、新型インフルエンザと同様に、大地震の発生を想定した計画・マニュアル等についても見直しを行い、同様に業務継続計画として位置づける

《計画の点検・改善》

- ▶ 継続的改善（PDCAサイクル）による業務継続力の向上

第2 対象とする危機事象

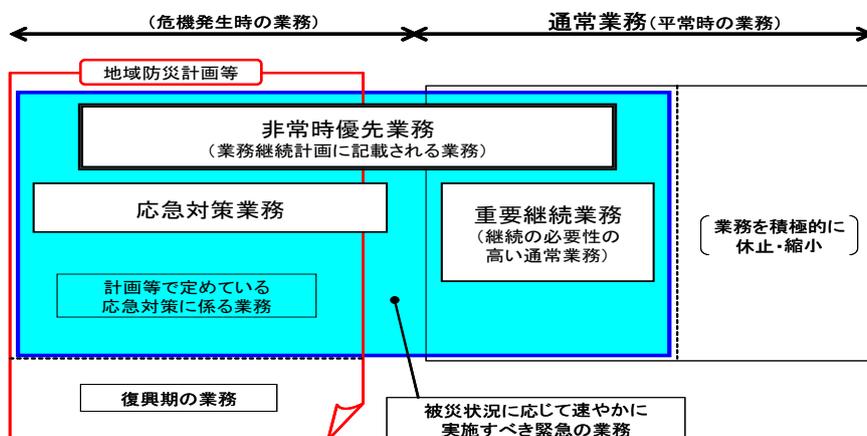
《対象とする危機事象》

- ▶ 府庁の業務継続に影響を与えるすべての危機事象を対象
- ▶ 代表事例として「大地震の発生」と「新型インフルエンザのまん延」に係る業務継続対策について、被害の特徴、業務への影響等を記述

第3 非常時優先業務

《府として継続すべき優先業務 – 「非常時優先業務」》

- ▶ 「応急対策業務」と「重要継続業務」（府民生活に密接に関わる業務、府庁の機能維持業務）を合わせた業務
- ▶ これらの業務には人的・物的資源を集中的に投入



《業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出》

- ▶ 業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出

第4 業務継続のための執務環境の確保

- ▶ 危機発生時における業務継続のための執務環境の確保のため、あらかじめ業務のプロセスを分析し、業務継続力向上のための対策を講じる
- ▶ 以下の対策について具体的に記載

〔危機管理センターの確保、執務室・会議室の確保、庁舎機能の確保、情報ネットワーク・システムの維持、庁舎の代替施設の検討、後方支援活動〕

第5 業務継続のための執務体制の確保

- ▶ 危機発生時においても業務継続を的確に行うため、発生事象に応じた執務体制の確保を図る
- ▶ 以下の対策について具体的に記載

〔初動体制の迅速な確保、休日・夜間の対応、勤務時間内の対応、執行体制の確保、部局間の応援、職員の健康への配慮〕

第6 部局における取組

- ▶ 業務継続の観点から、本指針をもとに重要継続業務の洗い出しを行い、業務継続の考え方を盛り込んだ計画やマニュアル等となるよう取り組む
- ▶ これにより策定された計画等は当該危機事象に関する業務継続計画と位置づけ

（その他）職員の意識の向上・訓練等、業務継続対策の普及